

電波監理審議会（第941回）議事要旨

1 日 時

平成21年4月8日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

濱田 純一（会長）、原島 博（会長代理）、小舘 香椎子、山田 攝子

(2) 電波監理審議会審理官

佐藤 歳二、森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

鳩山総務大臣、鈴木総務審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、久保田官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（21. 2. 4 諮問第7号及び第8号）

簡易型船舶自動識別装置の導入等に伴う制度整備に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手續を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第458回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ所属特定無線局の包括免許について

（諮問第20号）

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する特定無線局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

本件は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから申請のあった携帯無線通信用小電力レピータの包括免許についてである。

本件は、携帯電話の圏外の解消のために導入するものであり、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから、平成20年2月に電波監理審議会からの答申を受けた2GHz帯で使用する小電力レピータに係る包括免許と同様に800MHz帯で使用する小電力レピータについて包括免許の申請があったものである。

申請内容については、電波法第27条の4の規定に基づき、周波数の割当てが可能であること、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること、という審査項目について申請内容を審査した結果、全ての項目に適合していると認められたため、免許を与えることについて諮問を行うものである。

(3) その他

平成23年以降の新たなBSデジタル放送等に係る委託放送業務に係る申請受付結果について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)